

1	被告が誰であるかを除けば，請求原因は新訴も旧訴も同じであり，攻撃防
2	御方法も同じことになり，裁判所は，新旧訴訟における主張立証を合わせて
3	事案全体を統一的に把握することができることになる。よって，全体として
4	訴訟を複雑化させるという問題はない。
5	4 第3の問題について
6	軽率な提訴等が誘発されるという問題について
7	Xが乙を甲と誤認した主な原因が，甲の商号変更，乙の設立及び甲の旧商
8	号の使用等 Aの一連の行為にあり，Xには，被告の誤認について帰責事由が
9	ないことから，軽率な提訴等が誘発されるという問題はない。
10	5 第4の問題について
11	新訴の提起の時期いかんによっては，訴訟遅延を招きやすいという問題に
12	ついて
13	主観的追加的併合の申立ては，甲を被告に追加するXの申立てを伴うとこ
14	ろ，追加された甲に対して防御の機会を保障するために新たな期日を設ける
15	必要がある以上，訴訟手続の遅延は生じる。しかしながら，Xの申立ては，
16	第一審手続の係属中であり，本件賃貸借契約の相手方が甲か乙かという点は，
17	旧訴訟におけるAの陳述から乙ではないこと，契約書や商業登記簿謄本の記
18	載により甲であることが明らかであり，むしろ，事案全体を短期間に端的な
19	形で統一的に把握することができる。よって，著しく訴訟手続を遅延させる
20	ことにはならない（143条1項但し書参照）。したがって，訴訟遅延を招
21	きやすいという問題はない。
22	第3 設問3について
23	1 文書とは、文字又はその他の記号の組み合わせによって、人の意思，判断，

1	報告，感想等を表現する外観を持つ有形物をいう。
2	USBメモリは情報の記録媒体であり、情報の読出しにはコンピュータ等
3	の出力機器が不可欠であり、USBメモリだけでは、文字又はこれに準ずる
4	記号を知覚によって認識できるものではないから、文書には当たらない。し
5	たがって、「文書でないもの」（231条）に当たる。
6	2 USBメモリを録音テープ等と同様に取り調べることが許容される理由
7	231条は、書証に関する規定は、録音テープ等の文書でないものにつ
8	いて準用されると規定する。書証とは、文書の意味内容を証拠資料として
9	取得する形で行われる証拠調べである。231条に示された録音テープ等
10	は、情報を表すために作成された物件であり、法廷で再生し裁判官がその
11	内容を直接に認識できることから書証に関する規定が準用されている。
12	以上をUSBメモリについてみるに、情報を表すために作成された物件
13	であり、そこに保存された電子ファイルはコンピュータ等の適切な出力装
14	置により、内容を直接に認識できる状態にすることができ、文書の意味内
15	容を証拠資料として取得することができるものであるから、録音テープ等
16	と異なる取扱いをする理由はない。
17	よって、USBメモリを録音テープ等と同様に取り調べることが許容さ
18	れる。
19	以上
20	
21	
22	
23	